

第2章 契約

第15条（目的）

この章は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）が締結する契約について、必要な事項を定め、事務の円滑化と適正かつ能率的な執行を図ることを目的とする。

第16条（契約の原則）

契約は、原則として競争入札、又は企画競争入札とする。ただし、本規程第18条第2項に定める基準に該当する場合、指名により契約を行うことができる（随意契約）。

- 2 競争入札とは、仕様書等において業務内容が定められており、契約金額のみが比較対象となる契約案件のことをいう。
- 3 企画競争入札とは、仕様書等において一部の業務が定められた中で、業務内容や契約金額等、複数の要素が比較対象となる契約案件のことをいう。

第17条（契約の責任者及び担当部署）

契約の責任者は、会長とする。ただし、内容・目的により、事務局規程に定める決裁権限者が契約責任者となることができる。

- 2 契約の署名者は、契約責任者とする。
- 3 契約の業務処理手続きは、総務財務部が行うものとする。なお、必要に応じて、当該業務を所管する部署により行うことができる。

第18条（契約の方法）

競争入札及び企画競争入札を行うときは、2人以上が参加し、別に定める契約基準要領に基づき、各契約基準を作成の上、実施するものとする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、指名により契約を行うことができる。
 - 1) 国、地方自治体、又は公益法人及びこれに準ずる者との契約
 - 2) 電気、ガス及び水道等の供給並びに電話加入契約
 - 3) 損害保険契約
 - 4) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
 - 5) 緊急を要するため競争に付することができないとき
 - 6) 競争入札に付することが、不利と認められるとき
 - 7) 競争入札に付して入札者がいないとき、および落札者が契約を締結しないとき
 - 8) 前各号に規定するもののほか、契約の予定価格が500万円未満であるとき
 - 9) その他やむを得ない理由があるとき
- 3 業者との随意契約に際しては、当該業者以外の業者の見積もり等によって、契約内容が適正妥当であるかの確認に努めるものとする。

第19条（入札参加資格）

入札参加者については、あらかじめその業務内容及び財務内容等調査の上、事務局長の承認を得るものとする。

- 2 参加者は、以下の各号を全て満たすものとする。

- 1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者ではないこと
- 2) 第1号に定める暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて応募に参加しようとする者でないこと
- 3) 第1号に定める暴力団及び暴力団員等と関係のある者、関係する企業、総会屋その他反社会的勢力に該当する者ではないこと

第20条（取引の中止）

契約の責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後、原則として1年間を基準に、契約の相手方としないことができる。

- 1) 契約の履行にあたり、故意に業務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- 3) 参加希望者が競争入札へ参加することを妨害した者、落札者が契約を締結することを妨げた者、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 4) 正当な理由がなく契約手続の履行をしない者
- 5) その他、本協会が不適當と認める者

第21条（契約期間）

契約期間は、原則として単年度契約とする。ただし、次に掲げるものは、この限りではない。

- 1) 電気、ガス及び水道等の供給、電話の加入又は官公署及びこれに準ずる者との契約
- 2) 損害保険契約
- 3) 翌年度開始後直ちに給付を必要とする契約
- 4) 次期夏季オリンピックまで4年間の継続が望ましいと考えられる契約
- 5) その他、特に必要と認められる契約

第22条（契約書）

契約を締結するときは、目的、金額、履行期限、支払方法、瑕疵担保責任、暴力団排除条項等その他必要事項を記載した契約書を作成するものとする。ただし、総務財務部長の判断に基づき、契約の性質により契約書を作成する必要がないと認められるとき又は契約金額20万円以下のときは、請書をもってこれに代えることができる。

- 2) 契約を行おうとするものは、第19条第2項に定める暴力団等反社会的勢力に関する以下の各号の内容について、書面により自ら表明・確約しなければならない。
 - 1) 暴力団等反社会的勢力でないこと
 - 2) 暴力団等反社会的勢力との関係がないこと
 - 3) 暴力団等反社会的勢力に類する行為をしないこと
 - 4) 下請けや関連事業者に暴力団等反社会的勢力を用いないこと
 - 5) 前各号に定める内容の一つでも違背した場合又は虚偽の申請をした場合は無催告で解約に応じ、これにより生じた損害を自らの責任とすること

第 23 条（検収）

総務財務部長は、あらかじめ検収担当者を指名し、物品の購入契約について給付完了（給付完了前に代金の一部を支払う場合は、既済又は既納部分）の確認のため必要な検査をさせなければならない。

- 2 検収担当者は、検査完了後速やかに検収報告書を作成し、総務財務部長に提出するものとする。ただし、総務財務部長の判断に基づき、契約金額 50 万円以下の場合は、納品書に署名押印することをもって検収報告書に代えることができる。
- 3 給付の内容が契約に適合しないときは、検収担当者はその理由及び措置についての意見を検収報告書に記載するとともに、所属長の下承を得て、関係者と協議するものとする。

第 24 条（雑則）

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

契約基準要領

公益財団法人日本卓球協会「事務局規程」（以下、「本規程」という）第 18 条に基づく、競争入札及び企画競争入札にかかわる業務に関して、以下のとおり要領を定める。

I. 競争入札

（競争入札の参加者）

第 1 条 日本卓球協会総務財務部は、本規程第 19 条に基づく入札参加資格を有する者のなかから、原則として 2 者以上の競争入札参加者を選定する。

（参加者への通知）

第 2 条 総務財務部は、当該入札に参加させようとする者に対しては、次の各号に定める事項について通知しなければならない。

- 1) 入札に付する事項
- 2) 入札執行の日時及び場所
- 3) 入札の無効に関する事項
- 4) 前各号の他、入札について必要な事項

（入札の延期又は中止）

第 3 条 総務財務部は、天災地変や公正な入札が妨げられる恐れがある場合、その他やむを得ない理由が生じた場合は、入札を延期、又は中止することができる。

（落札者の決定）

第 4 条 総務財務部は、次の各号に定める方法で落札者を決定するものとする。

- 1) 最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2) 最低の価格をもって入札した者の当該価格が著しく低価である場合には、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうか十分調査しなければならない。その結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある場合は、その者を落札者とせず、その者を除き最低の価格をもって入札した者を落札者とするすることができる。

（入札結果の通知）

第 5 条 総務財務部は、競争入札の結果について、速やかに当該入札参加者に通知を行うものとする。

（再度入札）

第 6 条 総務財務部は、落札となるべき同価格の入札者が 2 者以上いる場合には、当該入札者を参加者として、再度入札を行うことができる。

II. 企画競争入札

(企画競争入札の参加者)

第 7 条 総務財務部は、本規程第 19 条に基づく入札参加資格を有する者のなかから、原則として 2 者以上の企画競争入札参加者を選定する。

(参加者への通知)

第 8 条 総務財務部は、当該企画競争入札に参加させようとする者に対しては、次の各号に定める事項について通知しなければならない。

- 1) 企画競争入札に付する事項
- 2) 企画競争入札執行の日時及び場所
- 3) 企画競争入札の無効に関する事項
- 4) 前各号のほか、企画競争入札について必要な事項

(企画競争入札の延期又は中止)

第 9 条 総務財務部は、天災地変や公正な企画競争入札が妨げられる恐れがある場合、その他やむを得ない理由が生じた場合は、企画競争入札を延期、又は中止することができる。

(企画競争入札の審査)

第 10 条 当該業務の所管部署は総務財務部と協議の上、当該企画競争入札を審査するにあたり、原則として次の各号に定める基準を満たす審査会を設けなければならない。ただし、契約責任者は実施予定金額又は業務内容により、当該審査会に役員を加えて審査することができる。

- 1) 総務財務部長、財務会計課長及びその業務の所管部署の課長を含む 5 名以上で構成する。
- 2) 公正かつ厳正な審査基準を作成することができる者で構成する。

(受注者の決定)

第 11 条 企画競争入札により契約を締結する場合には、前条に定める審査会の審査において受注者を決定する。また、その審査方法は、原則として採点方式によるものとする。

(審査結果の通知)

第 12 条 総務財務部は、企画競争入札における審査結果について、速やかに当該入札参加者に通知を行うものとする。

(企画競争入札経過調書の作成)

第 13 条 業務を所管する課は、企画競争入札の経過を明らかにした経過調書を作成し、当該企画競争入札に係る資料、その他の書類とともに保存しなければならない。

附 則 この基準要領は平成 28 年 12 月 10 日制定、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 この基準要領は 2020 年 3 月 28 一部改訂、2020 年 4 月 1 日より施行する。